



島根県報

令和 7 年10月21日（火）

号外 第 102 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

使用料及び手数料の額の改定等に関する規則 (総 務 課) 3

【告 示】

家畜改良増殖法第16条第2項の規定に基づく講習会の受講科目の一部を免除される者に係る手数料の額 (畜 産 課) 22

島根県立都市公園の知事が定める期間及び使用料の額の一部改正 (都 市 計 画 課) 23

【選管規程】

島根県議会議員及び島根県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する規程 23

公布された条例等のあらまし

◇使用料及び手数料の額の改定等に関する規則（規則第78号）

1 規則の概要

(1) 経済情勢の変動等に伴う次に掲げる規則に定める使用料及び手数料の額等の改定

島根県情報公開条例施行規則
島根県公文書センターの管理に関する規則
個人情報の保護に関する法律施行細則
島根県中山間地域研究センター条例施行規則
島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例施行規則
島根県立武道施設条例施行規則
島根県立体育施設条例施行規則
島根県立総合福祉センター条例施行規則
島根県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則
島根県農業技術センター設備機器貸付規則
島根県畜産技術センター設備機器貸付規則
島根県立産業交流会館条例施行規則
島根県産業技術センター条例施行規則

(2) 島根県情報公開条例施行規則の一部改正

ア 公文書の写しの作成方法にDVD-Rに複写したものを追加することとした。（別表関係）

イ アに伴う規定の整理（別表関係）

ウ その他様式の整備（様式第1号関係）

(3) 島根県公文書センターの管理に関する規則の一部改正

ア 特定歴史公文書等の写しの作成方法にDVD-Rに複写したものを追加することとした。（別表関係）

イ アに伴う規定及び様式の整理（別表・様式第1号関係）

(4) 個人情報の保護に関する法律施行細則の一部改正

ア 公文書の写しの作成方法にDVD-Rに複写したものを追加することとした。（別表関係）

イ アに伴う規定の整理（別表関係）

(5) 島根県収入証紙条例施行規則の一部改正

証紙による収入の方法により徴収する使用料等から政党助成法関係手数料を除くこととした。（別表第1関係）

(6) 島根県中山間地域研究センター条例施行規則の一部改正

pH計、上皿電子天秤^{びん}、オートクレーブ（ガス）、オートクレーブ（電気）、簡易分析器、顕微鏡写真撮影装置、恒温恒湿器、高速深孔あけ機、実体顕微鏡、樹木粉碎機、純水製造装置、人工気象器、生物顕微鏡、臓器撮影装置、電気伝導度計、土壌作物体総合分析装置、ドライケム、ミニフィンガージョイント及びワイドベルトサンダーに係る使用料の廃止（別表関係）

(7) 島根県立総合福祉センター条例施行規則の一部改正

オーバーヘッドプロジェクター、16ミリ映写機、スライド映写機及び陶芸窯（小）に係る使用料の廃止（別表関係）

(8) 島根県畜産技術センター設備機器貸付規則の一部改正

固体試料TOC測定システム、イオンクロマトグラフ、窒素自動蒸溜滴定装置、高速液体クロマトグラフ（B）、原子吸光分光光度計及びガスクロマトグラフに係る貸付料の廃止（別表関係）

(9) 島根県立産業高度化支援センター条例施行規則の一部改正

創業準備室、創業支援室及び研究開発室のガス設備、水道設備、下水道設備及び電話設備に係る使用料の廃止
(別表第1関係)

(10) 島根県産業技術センター条例施行規則の一部改正

ア 使用料の新設 (別表第1関係)

島根県産業技術センター

設備機器の種類	使用料の額
有機材料関連機器	
強度試験機	1時間につき 490円

イ 遠赤外放射率測定、GPC装置による相対分子量測定、カルボン酸分析、油脂試験、表面処理試験及び鑑定に係る手数料の廃止 (別表第2関係)

(11) その他規定及び様式の整備

2 施行期日

令和8年4月1日から施行することとした。ただし、1の(2)から(4)までについては公布の日から、1の(5)については令和8年1月1日から施行することとした。

規 則

使用料及び手数料の額の改定等に関する規則をここに公布する。

令和7年10月21日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第78号

使用料及び手数料の額の改定等に関する規則

(島根県情報公開条例施行規則の一部改正)

第1条 島根県情報公開条例施行規則(平成13年島根県規則第10号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

スキャナにより読み取ってできた電磁的記録 を光ディスク(CD-R)に複写したもの	1枚	130円
---	----	------

を

」

「

スキャナにより読み取ってできた電磁的記録 を光ディスクに複写したもの	CD-R 1枚	130円
	DVD-R 1枚	140円

に、

」

「

光ディスク(CD-R)に複写したもの	1枚	130円
--------------------	----	------

を

」

「

光ディスクに複写したもの	CD-R 1枚	130円
	DVD-R 1枚	140円

に改める。

」

様式第1号中

「

公文書の件名又は内容 （公文書を特定する ために、具体的に記 入してください。）	
公 開 の 方 法 （希望する番号を○で 囲んでください。）	1 公文書の閲覧 2 公文書の写しの交付（送付の希望 有・無 ） 3 公文書の閲覧及び写しの交付

」

を

「

公文書の件名又は内容 （公文書を特定する ために、具体的に記 入してください。）	
公 開 の 方 法 （□欄にチェックして ください。）	☐ 公文書の閲覧 ☐ 公文書の写しの交付 交付の方法（ ☐ 郵送 ☐ 窓口受取）

写しの作成方法 (□欄にチェックしてください。)	☐ 紙
	☐ 光ディスク (CD-R)
	☐ 光ディスク (DVD-R)

に改める。

第2条 島根県情報公開条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表文書又は図面の部スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクに複写したものの項及び電磁的記録の部光ディスクに複写したものの項中「130円」を「140円」に改める。

(島根県公文書センターの管理に関する規則の一部改正)

第3条 島根県公文書センターの管理に関する規則(平成23年島根県規則第34号)の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「親書便料金」を「信書便料金」に改める。

別表中

	光ディスク (CD-R) に複写したもの	1 枚	130円

を

	光ディスクに複写したもの	CD-R 1 枚	130円
		DVD-R 1 枚	140円

に改める。

様式第1号中

写しの作成方法	文書又は図画	☐ 複写機により複写したもの
	電磁的記録	☐ 用紙に印刷したもの ☐ 光ディスク (CD-R) に複写したもの

を

写しの作成方法	文書又は図画	☐ 複写機により複写したもの
	電磁的記録	☐ 用紙に印刷したもの ☐ 光ディスク (CD-R) に複写したもの ☐ 光ディスク (DVD-R) に複写したもの

に改める。

第4条 島根県公文書センターの管理に関する規則の一部を次のように改正する。

別表電磁的記録の部光ディスクに複写したものの項中「130円」を「140円」に改める。

(個人情報の保護に関する法律施行細則の一部改正)

第5条 個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年島根県規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

スキャナにより読み取ってできた電磁的記録 を光ディスク（CD—R）に複写したもの	1枚	130円
---	----	------

を

」

「

スキャナにより読み取ってできた電磁的記録	CD—R 1枚	130円
を光ディスクに複写したもの	DVD—R 1枚	140円

に、

」

「

光ディスク（CD—R）に複写したもの	1枚	130円
--------------------	----	------

を

」

「

光ディスクに複写したもの	CD—R 1枚	130円
	DVD—R 1枚	140円

に改める。

」

第6条 個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を次のように改正する。

別表文書又は図面の部スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクに複写したものの項及び電磁的記録の部光ディスクに複写したものの項中「130円」を「140円」に改める。

（島根県収入証紙条例施行規則の一部改正）

第7条 島根県収入証紙条例施行規則（昭和39年島根県規則第58号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項第2号中「及び同表」を「、同表」に改め、「政治資金規正法関係手数料」の次に「及び同表68の項に規定する政党助成法関係手数料」を加える。

（島根県中山間地域研究センター条例施行規則の一部改正）

第8条 島根県中山間地域研究センター条例施行規則（平成14年島根県規則第98号）の一部を次のように改正する。

別表中pH計の項から高速深孔あけ機の項まで及び実体顕微鏡の項を削り、同表自動かんな盤の項中「170円」を「250円」に改め、同表集成材圧縮装置の項中「370円」を「480円」に改め、同表集成材用プレス機の項中「230円」を「340円」に改め、同表中樹木粉碎機の項及び純水製造装置の項を削り、同表昇降丸のこ盤の項中「50円」を「70円」に改め、同表中人工気象器の項から臓器撮影装置の項までを削り、同表手押しかんな盤の項中「90円」を「130円」に改め、同表中電気伝導度計の項及び土壌作物体総合分析装置の項を削り、同表塗装ブースの項中「140円」を「170円」に改め、同表ドライケムの項を削り、同表バンドソーの項中「50円」を「60円」に改め、同表フラッシュプレスの項中「170円」を「250円」に改め、同表ホットプレスの項中「1,120円」を「1,680円」に改め、同表中ミニフィンガージョインターの項及びワイドベルトサンダーの項を削る。

（島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例施行規則の一部改正）

第9条 島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例施行規則（平成23年島根県規則第9号）の一部を次のように改正する。

様式第1号その1表面中「(艇保管庫以外)」を削り、

「

使用人数	人

」を

「

使用人数	人
火気の使用	有 ・ 無

」に、

「

660
660
1,320
190
50
230
150
150
310

」

「

720
720
1,450
200
50
230
160
160
340

」を

に、「広場等」を「広場・更衣室・

駐車場」に、「ボート競技施設」を「ローイング競技施設」に、

「

300
300
610
80
50
230
150
150
310

」を

「

330
330
670
80
50
230
160
160
340

」に、

「ボートコース」を「ローイングコース」に、「配艇場等」を「乗艇場・配艇場・駐車場・艇庫・更衣室」に改め、同様式表面注に次のように加える。

- 4 火気を使用する場合は、使用機器及び使用場所が分かる説明資料を添付すること。
- 5 催事、イベント等で使用する場合は、その説明資料を添付すること。

様式第1号その1裏面中

「

130
120

」を

「

140
130

」に、

「

ホワイトボード
長机
椅子

」を

「

ホワイトボード
長机 (屋外使用)
椅子 (屋外使用)

」に、

「

備	ボート競技施設附属設備	審判艇 ※	1 艇／4 時間	770	
		作業船 ※	1 隻／4 時間	920	
		発艇設備	1 式／4 時間	1,100	
		放送設備	1 式／4 時間	100	
		競技用具	1 式／4 時間	60	
		長机	1 脚／1 日	60	
		椅子	1 脚／1 日	30	

」

を

「

備	ローイング競技施設附属設備	審判艇	1 艇／4 時間	770	
		作業船	1 隻／4 時間	920	
		発艇設備	1 式／4 時間	1,100	
		放送設備	1 式／4 時間	110	
		携帯用トランシーバー	1 セット／4 時間	120	
		競技用具	1 式／4 時間	60	
		長机（屋外使用）	1 脚／1 日	60	
		椅子（屋外使用）	1 脚／1 日	30	

」

に改め、同様式裏面注の 3 中「※印」を「審判艇及び作業船」に改める。

様式第 1 号その 2 中「ボート競技施設艇保管庫」を「ローイング競技施設艇保管庫」に、

「

500
6,070
590
7,220
810
9,830
680
8,190
1,100
13,200

を

「

550
6,670
640
7,940
890
10,810
740
9,000
1,210
14,520

に改める。

」

を

50

 に、

720
720
1,450
200
50
230
160
160
340

ボート競
技施設

を

ローイング
グ競技施
設

に、

を

300
300
610
80
50
230
150
150
310

「

330
330
670
80
50
230
160
160
340

に、「ボートコース」を「ローイングコース」に、「配艇場等」を「乗艇場・配艇場・駐車

場・艇庫・更衣室」に、「ボート競技施設使用料」を「ローイング競技施設使用料」に改め、同様式裏面中

を

に、

r

を

┌

に、

「

備	ボート競技施設附属設備	審判艇	1 艇／4 時間	770		円
		作業船	1 隻／4 時間	920		円
		発艇設備	1 式／4 時間	1, 100		円
		放送設備	1 式／4 時間	100		円
		競技用具	1 式／4 時間	60		円
		長机	1 脚／1 日	60		円
		椅子	1 脚／1 日	30		円

」

を

「

備	ローイング競技施設附属設備	審判艇	1 艇／4 時間	770		円
		作業船	1 隻／4 時間	920		円
		発艇設備	1 式／4 時間	1, 100		円
		放送設備	1 式／4 時間	110		円
		携帯用トランシーバー	1 セット／4 時間	120		円
		競技用具	1 式／4 時間	60		円
		長机（屋外使用）	1 脚／1 日	60		円
		椅子（屋外使用）	1 脚／1 日	30		円

」

に改める。

様式第 2 号その 2 中「ボート競技施設艇保管庫」を「ローイング競技施設艇保管庫」に、

「

500
6, 070
590
7, 220
810
9, 830
680
8, 190
1, 100
13, 200

「

550
6, 670
640
7, 940
890
10, 810
740
9, 000
1, 210
14, 520

を

に改める。

」

」

(島根県立武道施設条例施行規則の一部を改正する規則)

第10条 島根県立武道施設条例施行規則（平成31年島根県規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 1 の(1)の表中「1, 100円」を「1, 200円」に、「1, 600円」を「1, 700円」に改め、別表第 2 の 1 の(2)の表中「1, 000円」を「1, 100円」に、「2, 200円」を「2, 400円」に、「3, 200円」を「3, 500円」に改め、別表第 2 の 2 の表第 1 道場（柔道場）又は第 2 道場（剣道場）の項中「5, 730円」を「6, 300円」に改め、同表トレーニング室の項中「590円」を「640円」に改め、同表会議室又は研修室の項中「380円」を「410円」に改める。

(島根県立体育施設条例施行規則の一部改正)

第11条 島根県立体育施設条例施行規則（平成31年島根県規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の(1)のアの表中「、未就学児の付添人（未就学児の人数と同じ人数までに限る。）又は見学者」を「又は未就学児の付添人（未就学児の人数と同じ人数までに限る。）」に改め、別表第2の1の(1)のイの表金額の項中「1,000円」を「1,100円」に、「2,300円」を「2,500円」に、「3,300円」を「3,600円」に改め、別表第2の1の(2)の表トレーニング室の項中「680円」を「740円」に改め、同表会議室の項中「380円」を「410円」に改め、別表第2の2の(1)のアの表中「1,100円」を「1,200円」に、「1,600円」を「1,700円」に改め、別表第2の2の(1)のイの表金額の項中「1,600円」を「1,700円」に、「2,400円」を「2,600円」に改め、別表第2の2の(2)の表アリーナの項中「4,270円」を「4,690円」に改め、同表多目的ルームの項からトレーニングルームの項までの規定中「680円」を「740円」に改め、同表会議室の項及び研修室の項中「380円」を「410円」に改め、別表第2の3の表冷暖房料金の項中「380円」を「410円」に改める。

（島根県立総合福祉センター条例施行規則の一部改正）

第12条 島根県立総合福祉センター条例施行規則（平成7年島根県規則第39号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表映像関係設備の部403研修室の款映像設備の項中「5,330円」を「2,660円」に改め、同部共通の款オーバーヘッドプロジェクターの項を削り、別表の2の表映像関係設備の部共通の款中16ミリ映写機の項からスライド映写機の項までを削り、同表その他設備器具の部陶芸炉の款陶芸窯（小）の項を削る。

（島根県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部改正）

第13条 島根県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成18年島根県規則第48号）の一部を次のように改正する。

第15条第1号中「360円」を「540円」に改め、同条第2号中「3,500円」を「4,200円」に改める。

（島根県農業技術センター設備機器貸付規則の一部改正）

第14条 島根県農業技術センター設備機器貸付規則（平成24年島根県規則第48号）の一部を次のように改正する。

別表恒温接種箱（A）の項中「190円」を「210円」に改め、同表恒温接種箱（B）の項中「160円」を「180円」に改め、同表遠心分離機の項中「190円」を「220円」に改め、同表種子乾燥装置の項中「200円」を「240円」に改める。

（島根県畜産技術センター設備機器貸付規則の一部改正）

第15条 島根県畜産技術センター設備機器貸付規則（平成24年島根県規則第49号）の一部を次のように改正する。

別表中固体試料TOC測定システムの項、イオンクロマトグラフの項及び窒素自動蒸溜滴定装置の項からガスクロマトグラフの項までを削り、同表受精卵処理装置（実体顕微鏡、クリーンベンチ、記録保存システム、プログラムフリーザー及びマルチガスCO₂インキュベータ）の項中「6,880円」を「10,300円」に改める。

（島根県立産業交流会館条例施行規則の一部改正）

第16条 島根県立産業交流会館条例施行規則（平成16年島根県規則第82号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表電気設備の項中「44円」を「48円」に改め、同表水道設備の項中「638円」を「700円」に改める。

（島根県立産業高度化支援センター条例施行規則の一部改正）

第17条 島根県立産業高度化支援センター条例施行規則（平成13年島根県規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表ガス設備の項から電話設備の項までを削る。

（島根県産業技術センター条例施行規則の一部改正）

第18条 島根県産業技術センター条例施行規則（平成13年島根県規則第85号）の一部を次のように改正する。

「	「
1時間につき	1時間につき
60円	90円
1時間につき	1時間につき
50円	50円
1時間につき	1時間につき
50円	50円
1時間につき	1時間につき
50円	50円
1時間につき	1時間につき
60円	90円

別表第 1 の 1 の表中

を

に、

1 時間につき	150円
1 時間につき	1, 450円
1 時間につき	1, 300円
1 時間につき	50円
1 時間につき	60円
1 時間につき	70円
1 時間につき	510円
1 時間につき	180円
1 時間につき	140円
1 時間につき	70円
1 時間につき	500円
1 時間につき	110円
1 時間につき	80円
1 時間につき	640円
1 時間につき	290円
1 時間につき	60円
1 時間につき	90円
1 時間につき	730円
1 時間につき	710円
1 時間につき	470円
1 時間につき	140円
1 時間につき	50円
1 時間につき	60円
1 時間につき	2, 490円
1 時間につき	4, 560円
1 時間につき	2, 480円
1 時間につき	780円
1 時間につき	340円
1 時間につき	140円
1 時間につき	190円
1 時間につき	120円
1 時間につき	110円
1 時間につき	510円

1 時間につき	190円
1 時間につき	1, 560円
1 時間につき	1, 380円
1 時間につき	60円
1 時間につき	90円
1 時間につき	70円
1 時間につき	550円
1 時間につき	270円
1 時間につき	210円
1 時間につき	100円
1 時間につき	750円
1 時間につき	120円
1 時間につき	90円
1 時間につき	770円
1 時間につき	350円
1 時間につき	80円
1 時間につき	90円
1 時間につき	730円
1 時間につき	760円
1 時間につき	470円
1 時間につき	190円
1 時間につき	50円
1 時間につき	70円
1 時間につき	2, 490円
1 時間につき	4, 560円
1 時間につき	2, 480円
1 時間につき	780円
1 時間につき	360円
1 時間につき	150円
1 時間につき	250円
1 時間につき	160円
1 時間につき	120円
1 時間につき	660円

「

1 時間につき	240円
1 時間につき	780円
1 時間につき	650円
1 時間につき	1, 420円
1 時間につき	510円

「

1 時間につき	320円
1 時間につき	830円
1 時間につき	700円
1 時間につき	1, 590円
1 時間につき	550円

1時間につき	2,600円
1時間につき	2,780円
1時間につき	180円
1時間につき	170円
1時間につき	50円
1時間につき	160円
1時間につき	530円

を

1時間につき	2,930円
1時間につき	3,240円
1時間につき	230円
1時間につき	220円
1時間につき	60円
1時間につき	170円
1時間につき	620円

に、

「

1時間につき	360円
1時間につき	4,100円
1時間につき	70円
1時間につき	60円
1時間につき	70円
1時間につき	910円
1時間につき	2,200円

を

「

1時間につき	400円
1時間につき	4,430円
1時間につき	70円
1時間につき	60円
1時間につき	70円
1時間につき	910円
1時間につき	2,470円

に、

「

射出成形機（75トン）	1時間につき	1,480円
-------------	--------	--------

を

「

射出成形機（75トン）	1時間につき	1,750円
強度試験機	1時間につき	490円

に、

「

1時間につき	50円
1時間につき	50円
1時間につき	410円
1時間につき	1,410円
1時間につき	1,770円
1時間につき	2,130円
1時間につき	110円
1時間につき	130円
1時間につき	100円
1時間につき	330円

を

「

1時間につき	70円
1時間につき	50円
1時間につき	540円
1時間につき	1,510円
1時間につき	1,950円
1時間につき	2,260円
1時間につき	130円
1時間につき	160円
1時間につき	120円
1時間につき	440円

に、

「

1時間につき	2,300円
1時間につき	770円
1時間につき	460円

「

1時間につき	2,500円
1時間につき	830円
1時間につき	460円

1時間につき	710円
1時間につき	1,060円
1時間につき	200円
1時間につき	300円
1時間につき	920円
1時間につき	1,860円
1時間につき	1,780円
1時間につき	50円
1時間につき	210円
1時間につき	140円
1時間につき	1,160円

を

1時間につき	710円
1時間につき	1,060円
1時間につき	220円
1時間につき	340円
1時間につき	920円
1時間につき	1,960円
1時間につき	1,900円
1時間につき	50円
1時間につき	210円
1時間につき	140円
1時間につき	1,220円

に、

「

1時間につき	50円
1時間につき	80円
1時間につき	50円
1時間につき	920円
1時間につき	110円
1時間につき	60円
1時間につき	50円
1時間につき	3,140円
1時間につき	3,830円
1時間につき	690円
1時間につき	370円
1時間につき	560円
1時間につき	140円
1時間につき	230円

を

「

1時間につき	60円
1時間につき	110円
1時間につき	50円
1時間につき	1,140円
1時間につき	160円
1時間につき	90円
1時間につき	50円
1時間につき	4,710円
1時間につき	3,830円
1時間につき	800円
1時間につき	390円
1時間につき	840円
1時間につき	160円
1時間につき	340円

に、

「

1時間につき	90円
1時間につき	300円
1時間につき	570円
1時間につき	50円
1時間につき	130円
1時間につき	690円
1時間につき	70円
1時間につき	50円
1時間につき	120円
1時間につき	80円
1時間につき	130円

を

「

1時間につき	100円
1時間につき	300円
1時間につき	600円
1時間につき	50円
1時間につき	150円
1時間につき	750円
1時間につき	70円
1時間につき	50円
1時間につき	120円
1時間につき	80円
1時間につき	150円

に、

1 時間につき	50円
1 時間につき	60円
1 時間につき	990円
1 時間につき	270円
1 時間につき	70円
1 時間につき	50円
1 時間につき	210円
1 時間につき	3,720円
1 時間につき	50円

1 時間につき	50円
1 時間につき	70円
1 時間につき	1,050円
1 時間につき	270円
1 時間につき	90円
1 時間につき	60円
1 時間につき	210円
1 時間につき	3,720円
1 時間につき	70円

1 時間につき	300円
1 時間につき	50円
1 時間につき	1,850円
1 時間につき	1,280円
1 時間につき	910円
1 時間につき	1,010円
1 時間につき	1,220円
1 時間につき	690円
1 時間につき	1,140円
1 時間につき	160円
1 時間につき	250円
1 時間につき	3,650円
1 時間につき	5,610円
1 時間につき	3,330円
1 時間につき	80円
1 時間につき	590円
1 時間につき	250円
1 時間につき	3,900円
1 時間につき	3,840円
1 時間につき	1,040円
1 時間につき	60円
1 時間につき	1,570円
1 時間につき	170円
1 時間につき	70円
1 時間につき	3,510円
1 時間につき	1,170円
1 時間につき	530円
1 時間につき	2,520円
1 時間につき	50円

を

1 時間につき	400円
1 時間につき	50円
1 時間につき	2,440円
1 時間につき	1,660円
1 時間につき	980円
1 時間につき	1,010円
1 時間につき	1,660円
1 時間につき	1,030円
1 時間につき	1,140円
1 時間につき	160円
1 時間につき	310円
1 時間につき	3,650円
1 時間につき	5,610円
1 時間につき	3,330円
1 時間につき	120円
1 時間につき	750円
1 時間につき	320円
1 時間につき	4,220円
1 時間につき	3,840円
1 時間につき	1,160円
1 時間につき	90円
1 時間につき	1,760円
1 時間につき	200円
1 時間につき	100円
1 時間につき	4,740円
1 時間につき	1,270円
1 時間につき	580円
1 時間につき	2,770円
1 時間につき	50円

に、

1 時間につき	400円
1 時間につき	460円
1 時間につき	60円
1 時間につき	250円
1 時間につき	80円
1 時間につき	1,180円
1 時間につき	2,290円
1 時間につき	3,600円
1 時間につき	2,890円
1 時間につき	410円
1 時間につき	750円
1 時間につき	140円
1 時間につき	540円
1 時間につき	310円
1 時間につき	230円
1 時間につき	1,340円
1 時間につき	50円
1 時間につき	1,290円

」

1 時間につき	400円
1 時間につき	460円
1 時間につき	90円
1 時間につき	250円
1 時間につき	90円
1 時間につき	1,180円
1 時間につき	2,420円
1 時間につき	3,860円
1 時間につき	2,890円
1 時間につき	410円
1 時間につき	830円
1 時間につき	150円
1 時間につき	630円
1 時間につき	310円
1 時間につき	280円
1 時間につき	1,340円
1 時間につき	50円
1 時間につき	1,400円

」

「

1 時間につき	150円
1 時間につき	2,030円
1 時間につき	640円
1 時間につき	320円
1 時間につき	340円
1 時間につき	110円
1 時間につき	1,140円
1 時間につき	2,800円
1 時間につき	250円
1 時間につき	200円
1 時間につき	4,820円

」

を

「

1 時間につき	160円
1 時間につき	2,470円
1 時間につき	690円
1 時間につき	320円
1 時間につき	340円
1 時間につき	110円
1 時間につき	1,140円
1 時間につき	3,080円
1 時間につき	280円
1 時間につき	240円
1 時間につき	5,170円

」

に、

「

1 時間につき	210円
1 時間につき	50円
1 時間につき	50円
1 時間につき	1,780円
1 時間につき	50円
1 時間につき	50円

」

を

「

1 時間につき	230円
1 時間につき	50円
1 時間につき	50円
1 時間につき	1,910円
1 時間につき	50円
1 時間につき	60円

」

に、

微分干渉付金属顕微鏡	1 時間につき 160円	を
------------	--------------	---

微分干渉付金属顕微鏡	1 時間につき 170円	に、
------------	--------------	----

1 時間につき 710円	を	1 時間につき 780円	に、
1 時間につき 1,820円		1 時間につき 1,820円	
1 時間につき 50円		1 時間につき 50円	
1 時間につき 250円		1 時間につき 250円	
1 時間につき 50円		1 時間につき 50円	
1 時間につき 480円		1 時間につき 510円	
1 時間につき 50円		1 時間につき 50円	
1 時間につき 500円		1 時間につき 530円	
1 時間につき 720円		1 時間につき 760円	
1 時間につき 90円		1 時間につき 90円	
1 時間につき 120円		1 時間につき 140円	
1 時間につき 1,470円		1 時間につき 1,600円	

1 時間につき 110円	を	1 時間につき 120円	に、
1 時間につき 110円		1 時間につき 120円	
1 時間につき 150円		1 時間につき 160円	
1 時間につき 180円		1 時間につき 190円	

多層プリント基板作成装置	1 時間につき 60円	を
--------------	-------------	---

多層プリント基板作成装置	1 時間につき 70円	に、
--------------	-------------	----

三相交流負荷模擬システム	1 時間につき 480円	を
--------------	--------------	---

三相交流負荷模擬システム	1 時間につき 550円	に、
--------------	--------------	----

「

ポータブルスペクトラムアナライザ	1 時間につき	200円	を
------------------	---------	------	---

」

「

ポータブルスペクトラムアナライザ	1 時間につき	220円	に、
------------------	---------	------	----

」

「

三次元加工機	1 時間につき	370円	を
--------	---------	------	---

」

「

三次元加工機	1 時間につき	390円	に、
--------	---------	------	----

」

「

1 時間につき	50円
1 時間につき	50円
1 時間につき	50円
1 時間につき	50円
1 時間につき	70円

を

1 時間につき	70円
1 時間につき	50円
1 時間につき	50円
1 時間につき	50円
1 時間につき	80円

に改め、別表第 1 の 2 の表中

」

「

1 時間につき	50円
1 時間につき	210円
1 時間につき	310円
1 時間につき	700円
1 時間につき	50円
1 時間につき	130円
1 時間につき	70円
1 時間につき	600円
1 時間につき	110円
1 時間につき	50円
1 時間につき	110円
1 時間につき	50円
1 時間につき	50円
1 時間につき	390円
1 時間につき	90円
1 時間につき	90円
1 時間につき	50円
1 時間につき	270円
1 時間につき	50円
1 時間につき	350円

を

1 時間につき	70円
1 時間につき	210円
1 時間につき	370円
1 時間につき	700円
1 時間につき	50円
1 時間につき	190円
1 時間につき	100円
1 時間につき	740円
1 時間につき	120円
1 時間につき	70円
1 時間につき	160円
1 時間につき	70円
1 時間につき	60円
1 時間につき	520円
1 時間につき	90円
1 時間につき	130円
1 時間につき	50円
1 時間につき	270円
1 時間につき	50円
1 時間につき	400円

に、

」

1 時間につき	920円
1 時間につき	290円
1 時間につき	120円
1 時間につき	560円
1 時間につき	50円
1 時間につき	60円
1 時間につき	1,070円
1 時間につき	220円
1 時間につき	130円
1 時間につき	50円
1 時間につき	50円
1 時間につき	380円
1 時間につき	970円

1 時間につき	920円
1 時間につき	310円
1 時間につき	150円
1 時間につき	590円
1 時間につき	60円
1 時間につき	60円
1 時間につき	1,070円
1 時間につき	220円
1 時間につき	150円
1 時間につき	50円
1 時間につき	50円
1 時間につき	380円
1 時間につき	1,050円

1 時間につき	240円
1 時間につき	390円
1 時間につき	110円
1 時間につき	150円
1 時間につき	470円
1 時間につき	130円
1 時間につき	50円
1 時間につき	320円
1 時間につき	100円
1 時間につき	200円
1 時間につき	310円
1 時間につき	110円
1 時間につき	240円
1 時間につき	680円
1 時間につき	2,280円
1 時間につき	1,000円
1 時間につき	200円
1 時間につき	50円
1 時間につき	50円
1 時間につき	260円
1 時間につき	60円
1 時間につき	1,110円
1 時間につき	270円
1 時間につき	100円
1 時間につき	270円

を

1 時間につき	270円
1 時間につき	540円
1 時間につき	110円
1 時間につき	220円
1 時間につき	670円
1 時間につき	190円
1 時間につき	60円
1 時間につき	360円
1 時間につき	120円
1 時間につき	220円
1 時間につき	360円
1 時間につき	120円
1 時間につき	270円
1 時間につき	680円
1 時間につき	2,490円
1 時間につき	1,000円
1 時間につき	200円
1 時間につき	50円
1 時間につき	50円
1 時間につき	370円
1 時間につき	60円
1 時間につき	1,110円
1 時間につき	320円
1 時間につき	100円
1 時間につき	340円

に改める。

1 時間につき	200円
1 時間につき	270円
1 時間につき	410円

1 時間につき	210円
1 時間につき	290円
1 時間につき	460円

別表第2の1の項第1号中「14,030円」を「16,130円」に、「3,440円」を「3,690円」に改め、同項第2号中「6,110円」を「7,980円」に改め、同項第3号中「12,100円」を「14,860円」に改め、同項第4号中「14,410円」を「16,910円」に改め、同項第5号中「9,140円」を「11,250円」に、「1,950円」を「2,180円」に、「11,750円」を「14,460円」に、「2,920円」を「3,270円」に、「10,790円」を「12,340円」に、「4,140円」を「4,360円」に改め、同項第6号中「6,320円」を「8,040円」に改め、同項第7号中「1,830円」を「2,740円」に改め、同項第8号中「14,990円」を「17,840円」に改め、同項第9号中「6,160円」を「8,010円」に改め、同項第10号中「5,190円」を「6,870円」に改め、同項第11号を削り、同項第12号中「1,970円」を「2,950円」に改め、同号を同項第11号とし、同項第13号中「1,090円」を「1,630円」に改め、同号を同項第12号とし、同項第14号中「5,520円」を「7,550円」に改め、同号を同項第13号とし、同項第15号中「3,460円」を「4,970円」に改め、同号を同項第14号とし、同項第16号を削り、同表の2の項第1号を次のように改める。

(1) 水質分析	1 pH又は導電率	1 試料1項目につき	1,560円
	2 蒸発残留物	1 試料につき	4,780円
	3 溶存酸素、化学的酸素要求量又は酸若しくはアルカリ消費量	1 試料1項目につき	5,830円
	4 ヘキサン抽出物質	1 試料につき	8,610円
	5 全有機炭素	1 試料につき	7,200円
	6 醸造用水分析（機器分析）	1 試料につき	17,360円

別表第2の2の項第2号中「1,850円」を「2,770円」に、「6,590円」を「8,750円」に改め、同項第3号中「1,660円」を「2,490円」に、「2,520円」を「3,780円」に、「5,490円」を「7,240円」に、「6,470円」を「8,350円」に、「8,650円」を「11,170円」に、「5,300円」を「7,100円」に改め、同項第4号中「1,960円」を「2,940円」に改め、同項第5号中「2,900円」を「4,260円」に、「4,870円」を「6,450円」に、「3,410円」を「4,920円」に、「4,710円」を「6,500円」に改め、同項第6号を次のように改める。

(6) ICP発光分光分析装置による定量分析	1 容易なもの	1 試料1元素につき	5,040円
		1 元素増すごとに	1,960円加算
	2 溶液化処理が必要なもの	1 試料1元素につき	6,340円
		1 元素増すごとに	1,960円加算
	3 複雑な溶液化処理が必要なもの	1 試料1元素につき	7,880円
		1 元素増すごとに	1,960円加算

別表第2の2の項第7号中「2,070円」を「3,100円」に改め、同項第8号中「5,300円」を「7,080円」に改め、同項第9号中「15,460円」を「18,230円」に改め、同項第10号中「15,940円」を「18,110円」に改め、同項第11号中「34,500円」を「39,600円」に改め、同項第12号を削り、同項第13号中「6,520円」を「9,780円」に改め、同号を同項第12号とし、同項第14号中「11,730円」を「14,760円」に改め、同号を同項第13号とし、同項第15号中「20,860円」を「24,480円」に改め、同号を同項第14号とし、同項第16号中「5,460円」を「7,370円」に改め、同号を同項第15号とし、同項第17号中「13,680円」を「16,970円」に改め、同号を同項第16号とし、同項第18号中「13,040円」を「15,450円」に改め、同号を同項第17号とし、同項第19号中「8,010円」を「9,890円」に改め、同号を同項第18号とし、同表の3の項第1号中「880円」を「1,320円」に、「4,530円」を「6,790円」に、「8,480円」を「12,210円」に改め、同項第2号中「19,090円」を「28,630円」に改め、同表の4の項第1号中「2,330円」を「3,490円」に、「2,870円」を

「4,300円」に、「4,860円」を「7,090円」に、「7,840円」を「10,610円」に、「21,070円」を「25,730円」に改め、同項第2号中「1,570円」を「2,350円」に、「13,620円」を「16,890円」に改め、同項第3号中「12,850円」を「17,380円」に改め、同項第4号中「4,950円」を「7,420円」に、「2,790円」を「4,180円」に、「5,780円」を「8,010円」に、「4,800円」を「7,200円」に改め、同表の5の項第1号中「1,680円」を「2,520円」に、「3,240円」を「4,860円」に、「4,640円」を「6,960円」に、「6,710円」を「8,670円」に改め、同項第2号中「2,170円」を「3,250円」に改め、同表の6の項を削り、同表の7の項第1号中「4,630円」を「6,310円」に、「1,860円」を「2,790円」に、「6,280円」を「8,050円」に、「4,810円」を「6,620円」に、「3,680円」を「5,270円」に、「3,710円」を「5,170円」に改め、同項第2号中「1,650円」を「2,470円」に、「7,050円」を「9,020円」に、「290円」を「320円」に、「4,870円」を「6,660円」に、「2,470円」を「3,700円」に、「350円」を「410円」に、「2,060円」を「3,090円」に、「3,090円」を「4,530円」に改め、同項を同表の6の項とし、同表の8の項を次のように改める。

7 金属試験		
物理冶金試験	1 金属顕微鏡による試験	1 試料1視野につき 8,540円 1 視野増すごとに 1,130円加算
	2 マクロ組織試験	1 試料につき 6,760円
	3 集束イオンビーム加工装置による試験	1 時間につき 9,560円
	4 走査電子顕微鏡による試験	1 試料1視野につき 9,370円 1 視野増すごとに 2,330円加算

別表第2の9の項第1号中「1,800円」を「2,700円」に、「3,040円」を「4,560円」に、「4,820円」を「6,900円」に、「2,220円」を「3,330円」に、「1,310円」を「1,960円」に、「5,630円」を「7,670円」に、「3,410円」を「5,070円」に、「4,970円」を「6,620円」に、「3,980円」を「5,970円」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 製品試験	1 寸法測定	1 試料につき 690円
	2 吸水試験	1 試料につき 2,280円
	3 曲げ試験	1 試料につき 1,990円
	4 オートクレーブ試験	1 試料につき 6,270円
	5 熱伝導率試験	1 試料につき 9,090円
	6 凍害試験	1 試料につき 13,640円

別表第2の9の項第3号中「5,150円」を「7,060円」に、「3,180円」を「4,770円」に改め、同項第4号を次のように改める。

(4) 陶磁器食器の重金属溶出試験	鉛及びカドミウム	1 試料につき 12,580円
-------------------	----------	-----------------

別表第2の9の項第5号中「9,880円」を「13,240円」に改め、同項第6号中「4,040円」を「5,580円」に、「3,780円」を「5,300円」に、「5,360円」を「6,970円」に、「3,280円」を「4,790円」に、「340円」を「360円」に改め、同項を同表の8の項とし、同表の10の項を削り、同表の11の項第1号中「8,390円」を「11,140円」に改め、同項第2号中「7,250円」を「9,990円」に改め、同項第3号中「5,760円」を「8,180円」に改め、同項第4号中「1,360円」を「2,040円」に改め、同項第5号中「1,160円」を「1,740円」に、「3,340円」を「4,910円」に改め、同項を同表の9の項とし、同表の12の項中「3,760円」を「5,550円」に、「3,590円」を「4,280円」に改め、同項を同表の10の項とし、同表の13の項中「1,770円」を「2,100円」に、「3,540円」を「4,200円」に、「5,320円」を「6,300円」に改め、同項を同表の11の項とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第 1 条、第 3 条及び第 5 条の規定 公布の日
 - (2) 第 7 条の規定 令和 8 年 1 月 1 日
(島根県情報公開条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第 1 条の規定による改正前の島根県情報公開条例施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取扱いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
- 3 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に到達した島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号）第 6 条第 1 項の規定による公開の請求に係る公文書の写しの作成に要する費用の額については、なお従前の例による。
(島根県公文書センターの管理に関する規則の一部改正に伴う経過措置)
- 4 第 3 条の規定による改正前の島根県公文書センターの管理に関する規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取扱いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
- 5 施行日前に到達した島根県公文書等の管理に関する条例（平成23年島根県条例第 3 号）第14条第 1 項の規定による利用の請求に係る特定歴史公文書等の写しの作成に要する費用の額については、なお従前の例による。
(個人情報の保護に関する法律施行細則の一部改正に伴う経過措置)
- 6 施行日前に到達した個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第 1 項の規定による開示の請求に係る公文書の写しの交付に要する費用の額については、なお従前の例による。
(島根県立総合福祉センター条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)
- 7 この規則の施行の際現に島根県立総合福祉センター条例（平成 7 年島根県条例第13号）第13条第 1 項の規定により有料施設等の使用の許可を受けている者に係る使用料については、なお従前の例による。
(島根県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)
- 8 第13条の規定による改正後の島根県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則第15条第 1 号の規定は、施行日以後の飼養及び管理に要する費用について適用し、施行日前の飼養及び管理に要する費用については、なお従前の例による。
(島根県農業技術センター設備機器貸付規則の一部改正に伴う経過措置)
- 9 この規則の施行の際現に第14条の規定による改正前の島根県農業技術センター設備機器貸付規則第 3 条第 1 項の規定により承認を受けている者に係る貸付料については、なお従前の例による。
(島根県畜産技術センター設備機器貸付規則の一部改正に伴う経過措置)
- 10 この規則の施行の際現に第15条の規定による改正前の島根県畜産技術センター設備機器貸付規則第 3 条第 1 項の規定により承認を受けている者に係る貸付料については、なお従前の例による。

告 示

島根県告示第578号

家畜改良増殖法第16条第 2 項の規定に基づく講習会の受講科目の一部を免除される者に係る手数料の額（平成12年島根県告示第310号）の一部を次のように改正し、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年10月21日

島根県知事 丸 山 達 也

表家畜人工授精に関する講習会の項中「130円」を「180円」に改め、表家畜受精卵移植に関する講習会の項中「250円」を「370円」に改める。

島根県告示第579号

島根県立都市公園の知事が定める期間及び使用料の額（昭和49年島根県告示第421号）の一部を次のように改正し、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年10月21日

島根県知事 丸 山 達 也

1 の項中「500円」を「550円」に改め、2 の項中「500円」を「550円」に、「11,850円」を「13,030円」に改める。

選 挙 管 理 委 員 会 規 程

島根県議会議員及び島根県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 7 年10月21日

島根県選挙管理委員会委員長 大 野 敏 之

島根県選挙管理委員会規程第 1 号

島根県議会議員及び島根県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する規程

島根県議会議員及び島根県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程（平成 6 年島根県選挙管理委員会規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 号様式備考 4 (2) ア中「 7 円73銭」を「 8 円38銭」に改め、同様式備考 4 (2) イ中「386,500円＋ 5 円18銭」を「419,000円＋ 5 円62銭」に改める。

第 6 号様式備考 4 (2) ア中「541円31銭」を「586円88銭」に改め、同様式備考 4 (2) イ中「586,905円＋28円35銭」を「609,690円＋30円73銭」に改める。

第 8 号様式（別紙）備考 1 (1) 中「 7 円73銭」を「 8 円38銭」に改め、同様式（別紙）備考 1 (2) 中「386,500円＋ 5 円18銭」を「419,000円＋ 5 円62銭」に改める。

第 9 号様式（別紙）備考 2 (1) 中「541円31銭」を「586円88銭」に改め、同様式（別紙）備考 2 (2) 中「586,905円＋28円35銭」を「609,690円＋30円73銭」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。